

平成 28 年第 5 回玉城町議会定例会会議録（第 1 号）

招集年月日 平成 28 年 12 月 7 日（水）
招集の場所 玉城町議会本会議場
開 議 平成 28 年 12 月 7 日（水）（午前 9 時 00 分）
出席議員 1 番 中村 長男 2 番 山口 和宏 3 番 竹内 正毅
4 番 中西 友子 5 番 前川さおり 6 番 小林 豊
7 番 井上 容子 8 番 北川 雅紀 9 番 北 守
10 番 坪井 信義 11 番 中瀬 信之 12 番 風口 尚
13 番 奥川 直人

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	辻村 修一	副 町 長	小林 一雄	教 育 長	田間 宏紀
会計管理者	前田 浩三	総合戦略課長	林 裕紀	総務課長	中村 元紀
税務住民課長	北岡 明	生活福祉課長	西野 公啓	産業振興課長	中世古憲司
建設課長	東 博明	教育事務局長	中西 元	上下水道課長	中西 豊
病院老健事務局長	田村 優	老健施設所長	藤川 健	総務課長補佐	里中 和樹
生活福祉課長補佐	見並 智俊	監 査 委 員	中村 功		

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田畑 良和 同 書 記 宮本 尚美 同 書 記 田中 孝佳吉

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 議案第 74 号 玉城町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する
条例の制定について
- 第 5 議案第 75 号 玉城町行政不服審査会条例の一部改正について
- 第 6 議案第 76 号 玉城町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部改正につ
いて
- 第 7 議案第 77 号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一
部改正について
- 第 8 議案第 78 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 79 号 町税条例の一部改正について
- 第 10 議案第 80 号 玉城町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部改正につ
いて
- 第 11 議案第 81 号 玉城町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部改

正について

- 第12 議案第82号 町道の認定について
- 第13 議案第83号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 第14 議案第84号 平成28年度玉城町一般会計補正予算（第3号）
- 第15 議案第85号 平成28年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第16 議案第86号 平成28年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第17 議案第87号 平成28年度玉城町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第18 議案第88号 平成28年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）
- 第19 議案第89号 平成28年度玉城町下水道事業会計補正予算（第1号）

開議の宣告

- 議長（中瀬 信之） ただいまの出席議員数は、13名で定足数に達しております。
よって、平成28年第5回玉城町議会定例会を開会します。

定例会招集の挨拶

- 議長（中瀬 信之） 開会にあたり、町長から定例会招集の挨拶があります。

町長 辻村 修一君

- 町長（辻村 修一） 平成28年第5回玉城町議会定例会開会にあたり挨拶を申し上げます。平素、町政推進に格別のご支援をいただきおまして、厚くお礼申し上げます次第でございます。今期定例会では、主にご案内の農業委員会法の改正に伴いますところの条例の制定及びその他、町条例の一部改正並びに玉城町の平成28年度一般会計補正予算をはじめとする特別会計の補正予算についてご審議を賜りたいという内容になっております。何卒よろしくお願ひ申し上げて挨拶とさせていただきます。

- 議長（中瀬 信之） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

○会議録署名議員の指名

- 議長（中瀬 信之） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は 会議規則第127条の規定により議長において

12番 風口 尚 君

13番 奥川 直人 君

の2名を指名します。

会期の決定

- 議長（中瀬 信之） 次に、日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月16日までの10日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は、本日から12月16日までの10日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、先般配布しました会期日程案のとおりですので、ご了承願います。

諸報告

○議長(中瀬 信之) 次に、日程第3 諸報告をします。

監査委員から、報告第8号 平成28年8月分ないし平成28年10月分に関する例月出納検査の結果報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配布しました。

ご了承願います。

以上で、諸報告を終わります。

議案の説明

○議長(中瀬 信之) 次に、日程第4 議案第74号 玉城町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてを議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長(辻村 修一) 議案第74号 玉城町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、「農業委員会等に関する法律」の一部改正による農業委員会制度の改正に伴い、農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数を定めようとするものでございます。

なお、詳細は、産業振興課長から説明させます。

○議長(中瀬 信之) 産業振興課長 中世古 憲司君

○産業振興課長(中世古 憲司) 議案第74号 玉城町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

本案は農業委員会等に関する法律の一部改正による農業委員会の制度の改正に伴い、玉城町農業委員会の農地利用最適化推進委員の新設をしようとするものでございます。現在の農業委員会の機能が委員会としての決定行為、各農業委員の地域での活動の二つに分けられることに踏まえ、それぞれが的確に機能するようにするために、主に合議体としての意思決定を行なう農業委員とは別に担当区域における農地等の利用の最適化の推進のため、農業委員会は農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有するものの中から農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないこととされているため、同条

例を制定するものでございます。以上簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議のうへ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中瀬 信之）提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第 5 議案第 75 号 玉城町行政不服審査会条例の一部改正について、ないし日程第 11 議案第 81 号 玉城町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてを一括議題にします。

町長より 提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一）議案第 75 号 玉城町行政不服審査会条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、条例に罰則の定めを制定しようとする場合は検察庁との協議が必要であり、この協議が平成 28 年 10 月 13 日に終了したので、所要の改正を行うものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

次に、議案第 76 号 玉城町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、「農業委員会等に関する法律」の一部改正に伴い生じた、引用条文のずれを修正するため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細は、産業振興課長から説明させます。

次に、議案第 77 号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成 28 年の人事院勧告に伴い、「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」が公布されたので、町長、副町長及び教育長についても同様の措置を講じたく、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細は、総務課長から説明させます。

次に、議案第 78 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成 28 年の人事院勧告に伴い、国家公務員の「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が公布されたので、本町においても職員の給与等について、国家公務員に準ずる措置を講じたく、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細は、総務課長から説明させます。

次に、議案第 79 号 町税条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、地方税法の一部改正等に伴い、外国に所在し外国で課税客体となる投資事

業組合等を通じて、日本国居住者が国内で支払を受ける利子所得及び配当等について、申告分離課税にて個人住民税を課す規定を改める必要があるため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細は、税務住民課長から説明させます。

次に、議案第 80 号 玉城町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、「農業委員会等に関する法律」の一部改正による農業委員会の制度の改正に伴い、農業委員会の委員定数を変更するため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細は、産業振興課長から説明させます。

議案第 81 号 玉城町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、現在、玉城病院で徴収している 2 人部屋 1 床あたり日額 1080 円の差額ベッド料について、現状の玉城病院の療養病床の施設基準においては、診療報酬請求時に、医科診療報酬点数表で算定できる療養病床療養環境加算の一床あたり日額 1320 円を採用した方が事業収益の増加が見込まれるので、今回、2 人部屋の差額ベッド料をなくすため、所要の改正を行うものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

以上よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中瀬 信之）産業振興課長 中世古 憲司君

○産業振興課長（中世古 憲司）議案第 76 号 玉城町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

本案は農業委員会に関する法律の一部改正により生じた玉城町証人等に対する費用弁償に関する条例の引用条文のずれを改正するものでございます。

次に議案第 80 号 玉城町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

本案は、農業委員会等に関する法律の一部改正による農業委員会の制度の改正に伴い農業委員会の委員定数の改正をしようとするものでございます。農業委員会に関する法律は農地利用の最適化を促進するため、平成 28 年 4 月 1 日に改正が行なわれたもので、農業委員の選出方法を公選制から市町村長の選人制に変更されたことに伴い、同条例を改正するものでございます。

以上簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中瀬 信之）総務課長 中村 元紀君

○総務課長（中村 元紀） それでは所管いたします2議案について補足説明をさせていただきます。

条例制定の議案及び新旧対照表のほうをご覧くださいと思います。

議案の13ページからでございます。議案第77号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

15ページをお願いしたいと思います。

これにつきまして、附則のほうで施行期日を定めてございます。第1項におきましては、第2条が平成29年4月1日から、第1条については、平成28年4月1日からということで遡及いたします。第1条につきましては、現行の期末手当でございますけども、100分の217.5というのを100分の10増やしまして、100分の227.5に改めるものでございます。これについては28年4月1日に遡って適用させていただきます。

第2条につきましては、29年4月1日からの改正ということになりますので、6月に支給いたします期末手当の分といたしまして100分の202.5を100分の5増やしまして、100分の207.5に改めます。12月に支給する分につきましては第1条のほうにおきまして、平成28年度に100分の10上げてございますので、逆に100分の5引かせていただきましてトータルといたしましては28年29年同様に100分10が現在のものに加算されるという改正でございます。

続きまして、議案第78号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

参考に新旧対象表のほうの7ページのほうを併せてご覧くださいと思います。

新旧対照表の第1条におきまして、第2条の給料の部分でございます。これにつきましては引用します条例の変更に伴う改正でございます。

18条の4でございます。これにつきましては行政不服審査会の審理委員等の手数料、審理委員手続きの職員の給与を定めたものでございます。次の8ページをお願いしたいと思います。これにつきましては医師等の給与の額の改定によるものでございます。

18条の期末手当でございます。これにつきましては先ほどご説明させていただきました特別職と同様に100分の10の加算をするものでございます。再任用職員等に伴う分ということでございます。9ページに別表のほうの改正ということで上がってございます。これにつきましては議案のほうの20ページからでございます。20ページにおきましては行政職1表の改正をさせていただいてございます。25ページ以降につきましては医療職1表の改正でございます。29ページ以降につきましては医療職2表の改正でございます。34ページからにつきましては医療職3表の改正ということで新しい給料表を掲載してございます。新旧対照表のほうに戻っていただきまして9ページのほうでございます。第8条の扶養手当の改正でございます。この分につきましては(2)にございます22歳に達する以前の子および孫とございますが、子と分離した格好にさせていただ

いてございます。その他、配偶者の扶養手当につきまして引き下げを行なうものでございます。また、子どもに対しては、引き上げを行なうものということでございます。なお、これにつきましては、段階的に議案の 42 ページ、43 ページのほうに亘りましてですけれども、平成 30 年 3 月 31 日までの間における段階的な引き上げとするものでございます。配偶者につきましては、6500 円とし、子どもにつきましては 1 万円に改正するものでございます。

以上簡単でございますが、補足説明とさせていただきます。

○議長（中瀬 信之） 税務住民課長 北岡 明君

○税務住民課長（北岡 明） 議案第 79 号 町税条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

この改正につきましては、地方税法の一部が改正され、本条例の一部を改正するものです。補足資料、条例改正新旧対照表の 13 ページ、条例制定及び改正議案 47 ページをご覧ください。

附則第 20 条の 2 に特例適用リスト及び特例適用配当等に係る個人の住民税の課税の特例の規定が条例改正新旧対照表の 13 ページから 15 ページ中段、第 20 条の 2 第 5 項第 4 号までが新たに創設され、それに伴って旧附則第 20 条 2、条例適用利子等及び条例適用配当等にかかる個人の町民税の課税の特例を附則第 20 条の 3 に条ずれ異動をさせる条文整備を行っております。外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律が平成 28 年度税制改正において改正されていることによる規定の整備となります。内容といたしまして外国に所在し、外国で課税客体となる組織体、投資事業組合等を通じて日本国居住者が国内において支払いを受ける利子等及び配当等について、利子割り、配当割りの特別徴収義務が排除されているため、申告分離課税にて個人住民税の所得割りを課す旨の規定を定めるものでございます。なお、今回の改正に伴う外国の地域は台湾でございます。その他の租税条例、適用区に関しましては、同様の規定が別の法律、租税条例等の実施に伴う所得税法、法人税法、および地方税法の特例等に関する法律においてなされており、新たに創設された新条例附則第 20 条の 2 に対応する条約適用利子等に関する条例は新条例附則第 20 条の 3 により従来より規定されております。

新附則第 20 条の 3 の改正につきましては、今回の改正に伴う条ずれによるものでございます。関連する字句および条項の修正となります。

施行期日は平成 29 年 1 月 1 日、個人住民税の適用につきましては、平成 30 年度課税からといたすものでございます。以上で補足説明を終わります。ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中瀬 信之） 提案理由の説明は終わりました。次に日程第 12 議案第 82 号 町道の認定についてを議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一）議案第 82 号 町道の認定について、提案理由を申し上げます。

今回の認定路線は、町として道路管理上認定が必要と考える箇所、地元要望による箇所について、町道の新規認定をしようとするものであります。道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

なお、詳細は、建設課長から説明をさせます。

○議長（中瀬 信之）建設課長 東 博明君

○建設課長（東 博明）議案第 82 号 町道の認定について補足説明を申し上げます。

今回の認定につきましては、町として道路管理上、認定が必要と考えます、開発等ですでに町に譲渡されている箇所、地元要望による箇所につきまして、町道の新規認定をしようとするものでございます。

路線総につきましては新規認定 9 路線でございます。詳細につきましては、別表に図面番号、路線番号、路線名および、起終点を記載いたしております。また、各路線の位置図を添付させていただいておりますので合わせてご高覧いただきたいと思います。以上補足説明とさせていただきます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中瀬 信之）提案理由の説明は終わりました。次に日程第 13 議案第 83 号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一）議案第 83 号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成 29 年 3 月 31 日をもって松阪飯多農業共済事務組合及び伊勢地域農業共済事務組合が解散するため、三重県市町公平委員会から脱退し共同設置する地方公共団体の数を減少させることについて、また、三重県市町公平委員会規約を変更することについて協議するため、議会の議決を求めるものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

○議長（中瀬 信之）提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第 14 議案第 84 号 平成 28 年度玉城町一般会計補正予算(第 3 号)ないし日程第 19 議案第 89 号 平成 28 年度玉城町下水道事業会計補正予算(第 1 号)を一括議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一）議案第 84 号 平成 28 年度玉城町一般会計補正予算（第 3 号）につ

いて、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 110 万 8000 円を減額し、予算総額を 59 億 1276 万 9000 円とするものであります。

歳入の主なものは、法人町民税の減額、国の交付決定を受けた防災安全交付金、及び事業債を減額、地方交付税・臨時福祉給付金事業費国庫補助金を増額計上しています。

歳出の主なものは、平成 28 年の人事院勧告に伴う給与改定の実施や職員退職等に伴う給料等の補正、民生費で臨時福祉給付金の追加計上と心身障害者福祉費扶助費を増額、土木費で道路新設改良費の減額、災害復旧費で農業用施設災害復旧費として去る 9 月 19 日の台風 16 号により被災した勝田 1 号排水路復旧費を新規計上しております。諸支出金では、公共下水道事業 4 条会計繰出金を減額計上しております。

その他、繰越明許費及び債務負担行為の追加計上をしております。

なお、詳細は、副町長から説明させます。

次に議案第 85 号 平成 28 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 238 万 7000 円を増額し、予算総額を 19 億 9845 万 2000 円とするものであります。

歳入の主なものは、保険基盤安定制度にかかる一般会計繰入金の減額と、第三者行為求償による雑入の増額であります。

歳出では、総務管理費のほか、今後の不測の支出に備えた予備費の増額が主なものであります。

なお、詳細は、生活福祉課長から説明をさせます。

議案第 86 号 平成 28 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 313 万 7000 円を増額し、予算総額を 14 億 3555 万 4000 円とするほか、債務負担行為の追加計上をしております。

歳入の主なものは、一般会計繰入金で職員給与費等繰入金及び地域支援事業費繰入金の増額であります。

歳出では、総務管理費の第 7 期介護保険事業計画等作成委託料のほか、地域支援事業費の増額が主なものであります。

なお、詳細は、生活福祉課長から説明させます。

議案第 87 号 平成 28 年度玉城町水道事業会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、収益的収入では営業収益で 1 万 3000 円の増額、営業外収益で 75

万 9000 円の増額、合計 77 万 2000 円を増額計上し、収益的支出では営業費用 584 万 2000 円を減額計上するものです。

また、資本的収入では分担金 330 万円の増額、資本的支出では建設改良費で 1 千 23 万円の減額、固定資産購入費で 21 万 6000 円の減額をするものです。

なお、詳細は上下水道課長から説明をさせます。

議案第 88 号 平成 28 年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算(第 1 号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、収益的支出において予定額を補正するもので、その内容は各事業費用の給与費において、平成 28 年人事院勧告に伴う給与改定、人事異動及び事業間異動等に伴う 2678 万円を増額計上しています。

なお、詳細は、介護老健施設所長から説明をさせます。

議案第 89 号 平成 28 年度玉城町下水道事業会計補正予算(第 1 号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、収益的収入では営業収益で 14 万円の増額、営業外収益で 621 万 2000 円の増額、合計 635 万 2000 円を増額計上し、収益的支出では営業費用で 447 万円の減額、営業外費用で 267 万 8000 円の減額、合計 714 万 8000 円の減額計上をするものです。

また、資本的収入では、企業債で 2960 万円の増額、補助金で 1693 万 4000 円の減額、負担金で 330 万 8000 円の減額で、差引合計 935 万 8000 円を増額計上し、資本的支出では、建設改良費で同額の 935 万 8000 円の増額計上をするものです。

なお、詳細は上下水道課長から説明をさせます。

○議長(中瀬 信之) 副町長 小林 一雄君

○副町長(小林 一雄) 議案第 84 号 平成 28 年度玉城町一般会計補正予算(第 3 号)について、補足説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

○議長(中瀬 信之) 生活福祉課長 西野 公啓君

○生活福祉課長(西野 公啓) 議案第 85 号 平成 28 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)について、補足説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

続きまして、議案第 86 号 平成 28 年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)について、補足説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

○議長（中瀬 信之）上下水道課長 中西 豊君

○上下水道課長（中西 豊）議案第 87 号 平成 28 年度玉城町水道事業会計補正予算（第 1 号）について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

続いて、議案第 89 号 平成 28 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（中瀬 信之）老人保健施設所長（藤川 健）

○老人保健施設所長（藤川 健）議案第 88 号 平成 28 年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（中瀬 信之）提案理由の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は 全部終了しました。

明日 8 日は、午前 9 時から本会議を開き、 町政一般に関する質問を行いますから、定刻までにご参集願います。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前 9 時 58 分 散会）